

民生水道常任委員会

平成24年12月18日

葛城市議会

〃 補佐	松 山 神 恵
上下水道部長	松 浦 住 憲
水道課長	川 松 照 武
〃 補佐	西 口 昌 治
〃 補佐	福 森 伸 好
下水道課長	青 木 若 次
〃 主幹	西 川 良 嗣

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	西 川 育 子
書 記	山 岡 晋

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第54号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて

議第55号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについて

議第62号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて

議第63号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について

議第64号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について

議第65号 平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について

議第66号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について

議第68号 平成24年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

(1) 當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について

開 会 午前9時30分

下村委員長 皆さん、おはようございます。きょうは民生水道常任委員会ということで、非常にボリュームのある案件がございますので、前置きのあいさつはやめておきまして、この委員会がスムーズに、また、できるだけ短時間で済みますことを皆さん方にお願ひしながら、よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより民生水道常任委員会を開会いたします。

きょうは委員外議員として、4名の議員、中川議員、春木議員、阿古議員、辻村議員の4名が、委員外議員として出席されております。よろしくお願ひ申し上げます。

なお、発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願ひいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切りかえるよう、お願ひいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第54号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部長の吉川でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

ただいま付託議案になっております議第54号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することにつきまして、ご説明申し上げます。

この条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次の地域主権改革一括法が平成23年4月28日に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が、平成23年6月15日に制定されたことによるものでございます。それらの中で、介護保険法につきましての所要の改正が行われまして、これまで介護保険法等に定められていた指定地域密着型介護サービスに係る厚生労働省令で定められた基準につきまして、市町村の条例で定めることになったものでございます。

これは現在、市町村が事業の指定及び指導監督を行っておりますが、基本方針が人員基準、設備基準、運用基準が国の介護保険法、省令で定められていたものを、市町村において定めることになったものでございます。

なお、施設利用に係る他市との連携等から奈良県12市で協議を行い、統一した形で国の準則から条例の基準等を定めております。何分、222条にも及ぶ相当な条文でございますので、本案条例の制定の骨子及び主な内容につきましては、お手元に配付させていただいております概要資料に沿ってご説明申し上げます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、概要資料の2、条例の骨子をごらんください。

1、第1章は第1条から第3条までとなっております。総則といたしまして第1条に趣旨、第2条に定義として、この条例において用いる用語の意義を、また、第3条には、指定地域密着型サービス事業の一般原則を定めております。

2、第2章から9章までは、地域密着型サービスの8つのサービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を、サービスごとに基本方針等人員基準、設備基準、運営基準を定めております。対象となる方は、要介護として認定された方でございます。

3、基準を定める8つのサービスの内容でございます。1、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を第2章で、2、夜間対応型訪問介護を第3章で、3、認知症対応型通所介護を第4章で、4、小規模多機能型居宅介護を第5章で、5、認知症対応型共同生活介護を第6章で、6、地域密着型特定施設入居者生活介護を第7章で、7、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を第8章で、8、複合型サービスを第9章で定めております。

4、介護保険法第78条の4第1項及び第2項の条例で定める基準としては、次の5の指定地域密着型サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録を、サービスの提供の日から5年間保存しなければならないものとしております。これにつきましては、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準に定められておるサービスに関する記録の保存年限は完結の日から2年間保存すると規定されておりますが、地方自治法236条に定める時効の消滅が、時効が5年間ということから、これに整合させたものでございます。これは、事業者が不適切な介護給付を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることとなるわけでございますが、返還請求権は地方自治法の規定により、5年と定められているため、記録などの保存年月につきましても5年間としたものでございます。

このほかにつきましては、本市の実情に国の基準を上回る内容や、異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域の特殊性は現在認められないことから、対応する省令に定めるとおりとしております。

次のページの6でございます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にかかわる特別養護老人ホームの入所定員の数につきましては、条例第150条第4項に追加し、介護保険法第78条の2第1項の条例の定める人員の入所定員の数は、29人以下とするものでございます。

7、指定地域密着型サービス事業者の要件につきましては、条例第3条第3項に追加し、介護保険法第78条の2第4項第1号の条例で定めるものは、法人といたすものでございます。このサービスの各種類ごとの基本方針、人員基準、設備基準、運営基準につきましては、お手元に配付の別表のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

この5ページの別表でございますが、この表の見方でございます。左の区分欄につきましては、基本方針、人員基準、設備基準、運用基準となっております。そして、真ん中につきましては、条例の概要として、その区分ごとの各サービスの提供の目的、サービスの内容を示しております。右の欄につきましては、サービスの種類及び条例番号欄につきましては、その一番右の欄に表記しております。

一例を挙げさせていただきます。5ページの左側の区分の人員基準でございます。次の欄から、従業員の員数となっております、真ん中に5つのサービスの事業所ごとに置くべき従業者の種類及び員数となっており、右端の欄にサービスの種類及び条例の番号となっております。例えば、巡回サービスでは第6条に、夜間対応型は第47条、認知症通所では第61条及び第64条で、小規模多機能型では第82条、そして、複合型におきましては第191条ということで、それぞれ規定しております。これが別表の見方でございます。

続いて、9ページをお開きくださいませ。

9ページにも同じように、同様に右端の欄が人員基準の従業員数でございます。このような見方で従業員数の人数となりまして、グループホームにおきましては第110条で、それと特定施設におきましては第130条、老人福祉施設につきましては第151条ということになっております。この中でユニット型はいわゆる個室があるものでございます。以下、同様に設置基準、運用基準を定めているものでございます。

そのほか、資料といたしまして、条例制定の方向性と基準として従うべきもの、標準、参酌すべきものの説明、その概要の一覧表と、これの条例と省令対照表を介護保険法の各根拠法令等の一覧表を添付いたしております。附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうかよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

下村委員長 ただいま、概略版で簡単に説明いただきましたけれども、本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 ただいま、吉川部長より提案説明ありました、議第54号の葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、概括的な質疑をしておきたいと、このように思います。

質疑に先だって、詳細な資料をご提供いただいた。このことは大変ご苦労されたということだと思いますけれども、この点については、評価をしておきたいというふうに思います。

さて、本条例の制定は、自民党政権が進めてきた地方分権改革を引き継いで、民主党政権が地域主権改革の名のもとで、国の責任と役割を限定をし、住民の暮らし、福祉や教育、都市計画などに係る実行責任を地方にゆだね、分権の受け皿となる自治体づくりを進めるために、法令による義務づけ、枠づけの見直しにおいて、平成23年の第1次、第2次一括法の成立に伴い、昨年来、各省庁の基準を踏まえて、各自治体、本市もそうでありますけれども、条例制定が進められてきているところであります。

地方分権や地域の実情に沿って、この大義名分のもとに憲法が保障する最低基準の一般基準化や国が法令で定めてきた最低基準の引き下げや要件緩和を行っているところは、いただけないところでありますけれども、何と言っても、条例制定権の拡大によって、地域住民の暮らしや福祉、健康、環境を守り、施策の充実を図ることができるようになりました。これは、自治権の拡充発展にとって、大変重要なことと考えます。

今回の条例化に当たっては、従うべき基準、あるいは標準、参酌すべき基準の3つの類型

が定められております。とりわけ、焦点になるのは、法令の義務づけ、枠づけが削除され、標準、参酌すべき基準として条例に委任され、自治体の裁量で基準設定が可能になったことでもあります。標準や最も自由度が高い参酌すべき基準化では、基準の引き上げや規制緩和が、より可能となったわけでもあります。

さらに、内閣府は条例委任により、地域の実情に応じて、法令と異なる内容を定めることができることを強調をし、従うべき基準であっても当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される、このように定義をしています。自治体が地域の実情に応じて基準を引き下げることにはできないけれども、省令の基準以上に引き上げることは可能だというふうに言っているわけでもあります。

そこで、お伺いしてまいりたいと思うんですが、その権限移譲によって、自治体が地域の実情に応じて、みずからの政策判断に基づいて条例制定ができる。こういうことになりました。これは地方分権、地方主権を推進する意義あることであり、これからは自治体の姿勢、力量、施策のいわゆる内実、中身が問われることとなります。こういうことを踏まえての話ですが、このたびの条例制定に当たっては、どのような点に留意され、これらの趣旨・目的に沿って条例改正を行われたか。まず、この点をお伺いをしたいと思います。

もう1点、お伺いしときたい。条例制定に伴って、本市において適用される施設やサービスについて、現状、あるいは見通しについて、説明を求めておきたいと思います。とりあえず2点について、ご説明いただきたいと思います。

下村委員長 課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしく申し上げます。

まず、1点目のご質問でございますが、このたびの条例の制定に当たって、どういう点に留意してということなんでございますが、白石委員もおっしゃいましたように、従うべき基準、標準、参酌すべき基準というのがございます。この指定地域密着型サービスということでございますが、このサービスにつきましては、原則として葛城市にある事業所については、葛城市民のみが利用できるサービスということでございます。

しかしながら、葛城市の市民の方が、市内の事業所が満床等で利用できないときには、あきのある市外の、隣の香芝市、大和高田市等の事業所を利用する場合、市外の事業所から指定申請を受け、それから、逆に、市外の事業所に葛城市が指定申請を行う場合も、これもあることから、奈良県下基準を統一して、利用者の不公平感をなくすため対応する省令の定めるとおりということで、県内12市の同様の対応をする旨、調整確認を行ってきたわけでございます。その中で、書類の保存期限、これは、省令は完結の日から2年ということでございますが、これをサービスの日から5年ということで、12市、調整確認をとらせていただきました。

それから、2点目でございますが、適用される施設及びサービスでございますが、葛城市の場合は、資料の中の3番目の認知症対応型通所介護、いわゆる認知症対応型のデイサービスの部分と、それから、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと呼ばれるサービスがございます。あと、奈良県下全て調査いたしましたところ、奈良県下の方で行われ

ている地域密着型サービスでございますが、これにつきましても、先ほど言いましたように認知症対応型通所介護、デイサービスとグループホームであります認知症対応型共同生活介護、あと、小規模多機能型居宅介護、この3つのサービスが奈良県下で利用できるサービスということになっております。

それから、見通しでございますが、平成24年度から新しくサービスに追加になりました定期巡回随時対応型訪問介護看護、これにつきましては、5市町村がこの第5期の間開始する予定をしております。

それから、複合サービスにつきましては、1町だけがこの5期でサービス開始する予定をしております。

以上でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 門口課長からご説明をいただきました。

説明のように、地域密着型サービスそのものについては、葛城市民が受けられるサービスということでありますけれども、やはり、例外の規定があって、他の市町村の施設、あるいは他の市町村の方々が、葛城市にある施設やサービスを利用できるということから、奈良県12市のこのサービス、施設の内容について整合性を図るということで、留意して取り組んでこられたと。これは当然のことだというふうに思います。

さらに、これから、それこそ見通しで言われたように、定期巡回型、あるいは随時対応型の訪問介護、あるいは看護サービスがスタートしていく。あるいは、複合型のサービスもスタートしていくと。こういう状況の中で、葛城市においても、どのようなサービスを提供していくか。そういうことも含めて考えていかなければなりませんし、人員基準や、あるいは設備基準、運営基準そのものも、やはり住民福祉の向上を図る介護保険事業の、より市民に開かれたものにしていくために研究をし、やはり改善をしていく必要があると、このように思います。この点は、これから我々も含めて研究し、よりよいものにしていければというふうに考えております。

また、課長からお答えいただきました。

実際に地域密着型サービスとして、施設の名前まで申されなかったわけでありますけれども、林堂にかつらぎの里、いわゆる認知症対応型の共同生活介護を行う施設、グループホームがありますし、また、新在家でしたか、悠久の里があります。これは、施設では共同生活を行うこととなっており、また、かつらぎの里ではデイサービス、いわゆる通所サービスが実施されているということになっているわけであります。まさに、条例の制定によって、これらのサービスの充実を図っていかなければならない、このように思います。

さて、次に、移ってまいります。条例制定に当たってご苦労されてきた、これ、資料をつくっていただいたことも含めてのことでありますけれども、県内12市の調整等、行われてきたわけで、この点についてはお礼を申し上げておきたい、こういうふうに思うわけでありますが、本市には、先ほど課長から答弁がありました、認知症対応型通所介護サービス、あるいは認知症対応型生活介護事業所が実際にあります。これらの施設サービスに対して、実

際に人員基準や設備基準、運営基準に基づいて、これから市が行うべき具体的な事務の内容はどのようになるのか。この点、お伺いしておきたいと思うわけでありませけれども、よろしくお願ひします。

下村委員長 課長。

門口長寿福祉課長 ただいまのご質問でございますが、葛城市といたしましては、今現在ある2施設に対しては、この基準どおりの設備なり運用をされているところでございますけれども、これから新規に施設を設置するときに、この基準を満たして市の方が認可するというようになってくるかと思ひます。その辺は新規に設置する事業所に対して、この条例どおりの基準で認可していききたいというふうに思ひております。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 課長の答弁で、新規の分については、この条例に基づいて対応して認可をしていくと、こういうことでありませけれども。人員基準なり、運営基準、これは設備の基準については、これは既存の施設というものは、これは当然、わかっているわけでありませから、何ら問題ないと思ひわけでありませけれども、実際にこの人員基準、あるいは運営基準については、これは当然、それが固定されたままで利用者のサービスを提供するという状況になるかどうかというものは、これはわからないわけで、そういう点、人員基準、従業者数とか、あるいは看護師の数とか。そういう点で、どのような市の役割があるのか。そういう基準を管理をする事務、そういうことは何も別に既存の施設についてはしなくてもいいのか。そのこのところをちょっと聞きたいと思ひます。

下村委員長 部長。

吉川保健福祉部長 ただいまの白石委員のご質問でございます。当然、既存の施設につきましても、やっぱり管理監督というものでございます。また、今後の指定基準等、いろいろにつきましても、また12市と十分地域の実情を得て、県下広域でございます。先ほど課長の説明申し上げましたように、市外の受け入れ、また、こちらの方から市外へのそういう施設へのやりとりでございます。そういうためにも、今後についても、12市と十分調整しながら基準についての見直し等もあろうかと思ひます。そういう形でも詰めていききたいと思ひ所存でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 部長からご答弁をいただきました。

既存の施設においても、やはり人員基準あるいは運営基準、いろいろ定められております。これは利用者やあるいは被保険者にとっては、大切な内容のことでありませ。これまでも、いかにサービスが提供されてきたことと思ひませけれども、よりきめ細かな質の高いサービスを提供していくという点で、市の果たす役割というのは、本当に身近な、どうなのか、保険者として、やはりきちっとやっていただけるといふふうと思ひますので、よろしくお願ひをしておきたい。このように思ひます。

下村委員長 一旦ちょっと切ってもらひませか。

白石副委員長 はい。

下村委員長 ほかに質疑ござひませんか。白石副委員長。

白石副委員長 それに続いて、いわば新設に対する許認可の事務、あるいは、既設の施設に対する人員基準や運営基準そのものを、それなりに部長が申したように管理監督をする、こういう必要があるということでもありますから、当然、そういうことになれば、人員の問題や財政の問題がかかわってくるわけでありましてけれども、これらについては、人員、あるいは財政について、特別な措置が必要になるのか、いやいや現状で大丈夫なのかという点、お伺いしておきたい。このように思います。

下村委員長 部長。

吉川保健福祉部長 ただいまの許認可なり指定の管理監督というものでございます。現状の事務の中での従来どおり、指導監督というものにつきましては、今回、条例制定におきまして、こういうふうな運営基準を定めるということでございます。職員一同、現状の事務の中で精いっぱい努力をして指導監督、また、新しい認可施設でございましたら、そんな形での認可手続をとっていきたいと思うわけでございます。現状で考えております。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 吉川部長の方からご答弁をいただきました。

国は権限移譲という形で、地方自治体に本当にたくさんの事務事業が移譲されてまいりました。それはそれとして、地方自治体がこの地域住民の福祉の向上のために、直接条例を制定し、そのサービスを提供していくという点では、非常にこれは意義あるものだというふうに思いますけれども、これにはやはり財源が伴わないと、人員の配置等ができなくなってくるという、やっぱり恐れがあるわけで、こういう点では、現状は部長の申されたとおり、現在の人員で対応できると、していくということでもいいと思うんですけども、これからたくさんの事務事業がふえてくるわけで、この点もご配慮いただいて進めていただきたいというふうに思います。

以上であります。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第54号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第54号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第55号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準を定める条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

吉川保健福祉部長 それでは、ただいま付託議案になりました議第55号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することにつきまして、ご説明申し上げます。

この条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に係るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次の地域主権改革一括法が平成23年4月28日に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成23年6月15日に制定されたことによるものでございます。それらの中で、介護保険法等についての所要の改正が行われ、これまで介護保険法等で定められていた地域密着型介護サービスに係る厚生労働省令で定められていた基準につきまして、市町村の条例で定めることになったものでございます。

これは現在、市町村が事業を指定、指導、監督を行っておりますが、基本方針や人員基準、設備基準、運営基準が国の介護保険法省令で定められておりましたものを、市町村において定めることになったものでございます。なお、施設利用に係る他市の連携等から先ほどの条例と同じように、12市で協議を行い、統一した形で国の準則から条例の基準等を定めております。これにつきましても90条以上に及ぶ相当な条文でございますので、本条例制定の骨子及び主な内容につきましては、先ほどの条例制定と同様に、お手元に配付させていただいております概要資料に沿って、ご説明申し上げます。

それでは、概要資料の2、条例の骨子をごらんください。

1、第1章、総則として第1条に趣旨、第2条に定義としてのこの条例において用いる用語の意義を、第3条には指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則を定めております。

2、第2章から第4章までは、3つの地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準をサービスごとに基本方針、人員基準、設備基準、運営基準を定めております。これらの対象となりますのは、要支援として認定された方でございます。

3、基準を定める3つのサービスの内容でございますが、1、介護予防認知症対応型通所介護を第2章で、2、介護予防小規模多機能型居宅介護を第3章で、3、介護予防認知症対応型共同生活介護を第4章で定めております。

4、介護保険法第115条の14第1項及び第2項の条例で定める基準は、5の指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録を、サービス提供の日から5年間保存しなければならないものとしております。これにつきましては、先ほどの条例で説明申し上げましたように、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準に定められているサービスに関する記録が、保存年限は完結の日から2年間保存すると規定されておりますけれども、地方自治法第236条に定める時効の消滅

期間5年間ということから、これに整合させたものでございます。

このほかにつきましても同様に、本市の実情に国の基準を上回る内容や異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域の特殊性は認められないことから、対応する省令に定めるものとしております。

6、指定地域密着型介護予防サービスの事業者の要件につきましては、条例第3条第3項に追加し、介護保険法第115条の12第2項第1号で条例で定める者は法人とします。いずれにつきましても、このサービスの種類ごとの基本方針、人員基準、設備基準、運営基準はお手元に配付の5ページの別表のとおりでございます。

この表の見方につきましても、先ほどと同様で、例で右側の欄に各サービスの種類及び条例の番号を記載しております。

そのほか、資料といたしまして、条例制定の方向性で基準として従うべきもの、標準、参酌すべきものとしての説明、その概要の一覧表と、これの条例と省令対照表、介護保険法等の一覧を添付いたしております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 議第55号については、先ほど来、質問し、議論されてきた要介護の方とは別に、要支援1、2の方々を対象にした予防サービスということであります。

さらに、これらを門口課長からご答弁がありましたように、対象の施設というのは、同じグループホームのこの入所施設であり、通所介護を提供するサービスということであります。さきの議第54号の議論と同様でありますので、質疑はやめておきたい、このように思いますので、前回の議論を十分にご理解いただいて進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第55号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第55号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、次に、議第62号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

松浦上下水道部長 上下水道部の松浦でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

ただいま上程いただきました議第62号、葛城市下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

56ページをあけていただきたいと思います。条文の改正内容につきましては、改正分とあわせて新旧対照表の方、ごらんいただければと思います。

まず、この下水道条例の一部改正の理由につきましては、第2次地域主権一括法の施行、平成24年8月30日公布されたものでございますけれども、それによりまして、下水道法第7条の改正、平成24年4月1日施行されたものでございます。それによりまして、公共下水道の構造の技術上の基準は、政令、つまり下水道法の施行令ですが、それに適合するもので、それを参酌して、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるものに適合するものでなければならないこととなったため、1年間の経過措置適用を経て、下水道条例を改正する、そういうことでございます。

これにつきましては、改正前、下水道法第7条において規定されていた公共下水道の構造の基準、つまり、宅内の溝渠ますから下水道本管側に関して、下水道法施行令第5条の8、第5条の9で規定されていた基準を参酌して、条例で定めるものです。

改正内容につきましては、下水道条例第1章の次に第1章の2として、公共下水道の構造の技術上の基準として第2条の2、適用除外として第2条の3を加えるものです。なお、第2条の3の適用除外につきましては、下水道施行令第5条の11の準用規定により、同令第5条の6を参酌して定めております。また、同条に規定の第11条第2項中、昭和45年法律第138号を削るにつきましては、下水道条例第2条(14)中に、さきに法律番号が規定されているため不要により削除するものです。また、第34条中、第35条を次条に改めるにつきましては、法令の規定による文言の整備に基づき改めるものです。

なお、附則といたしましてこの条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。ただし、第11条第2項及び第34条の改正規定は、公布の日から施行するとしております。

以上で葛城市下水道条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

下村委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第62号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第62号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第63号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 それでは、ただいま議題となりました議第63号の平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）について、説明申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお願い申し上げます。

平成24年度葛城市一般会計補正予算（第5号）につきましての歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ2億362万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ160億824万円とするものであります。

それでは、本委員会に分割付託となりました補正予算中の関係部分につきまして、事項別明細書の歳出よりご説明を申し上げます。

12ページをお願い申し上げます。

それでは、まず保健福祉部に係る歳出からご説明させていただきます。

市民生活に係る分につきましては、後で生野部長からご説明させていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。主なものは人件費の減額と臨時雇用賃金で63万1,000円の追加でございます。

次のページをお願い申し上げます。

13ページでございます。次の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業県補助金返還金で23万4,000円の追加でございます。これにつきましては受け入れ済みの前年度補助金と決算額差額の返還金でございます。4目障害者福祉費におきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金の150万6,000円の追加でございます。これにつきましても、受け入れ済みの前年度の国庫負担金の返還金でございます。5目老人福祉費では、報償費で老人ホーム入所判定委員報償費で1万6,000円の追加でございます。

次に、老人ホーム入所措置費では、221万3,000円の追加でございます。高齢者2名の虐待緊急対応による措置費でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費におきましては、人件費の減額と保育所運営費の3,971万円の追加補正でございます。市内の私立保育園及び市外の保育園の園児の増加に伴うものでございます。3目保育所費におきましては、人件費の減額と光熱水費の49万5,

000円、公金取扱い手数料で2万4,000円の追加でございます。4目児童館費では、人件費の増、そして、6目地域子育て支援センター事業費におきましても人件費の増でございます。

次のページ、15ページをお願い申し上げます。

4項生活保護費、1目生活保護総務費でございます。生活保護適正実施推進等事業費国庫補助金返還金で10万3,000円追加でございます。これにつきましても、受け入れ済みの前年度の国庫補助金の差額の返還金でございます。2目扶助費におきましては、生活保護費国庫負担金返還金で3,625万2,000円の追加でございます。これにつきましても前年度の国庫負担金の受け入れ済みのものでございまして、医療費の扶助費が通年並みに戻ったことによるものでございます。その返還金でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、5目母子保健事業費におきましては、妊婦健康診査委託料で521万2,000円の追加でございます。妊婦の増によるものでございます。6目保健施設費におきましては、人件費の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。戻っていただきまして、8ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。それでは、保健福祉部に係る歳入について、ご説明申し上げます。

11款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金でございます。老人福祉施設措置費利用者負担金で11万円の追加でございます。保育所保育料では、1,980万円の追加でございます。合わせて1,991万円の追加でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、保育所運営費負担金で、1,150万円の追加でございます。

次に、14款県支出金県負担金、1目民生費県負担金におきましては、保育所運営負担金として575万円の追加でございます。

次の14款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金につきましても、妊婦健康診査補助金で100万7,000円の追加でございます。

以上、簡単ではございますが、保健福祉部の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

下村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、市民生活部における補正について、ご説明申し上げます。

まず、歳出の12ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節の負担金補助及び交付金でございます。これにつきましても、過年度分後期高齢者医療療養費給付費等負担金223万8,000円の追加でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

4目障害者福祉費でございます。20節扶助費、これにつきましても、心身障害者医療費扶助200万円の追加でございます。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費でございます。これにつ

きましては、乳幼児医療費扶助350万円の追加でございます。

続きまして、14ページ、5目ひとり親家庭等福祉費でございます。20節扶助費、これにつきましては、ひとり親家庭等医療費扶助80万円の追加でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金でございます。1節社会福祉費補助金297万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、乳幼児医療費補助金169万8,000円、心身障害者医療費補助金92万1,000円。ひとり親家庭等医療費補助金35万8,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 議第63号の平成24年度葛城市一般会計補正予算について、若干の質疑をしておきたい。このように思います。

まず、事項別明細書の13ページ、4目の障害者福祉費の、この心身障害者医療費扶助200万円の増額の補正、並びに、同じく13ページの2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費の扶助費、乳幼児医療費扶助、これが350万円の増額補正。さらに、14ページでありますけれども、5目ひとり親家庭等福祉費のひとり親家庭等医療費扶助80万円の増額ということになっております。心身障害者医療費については当初予算より5.2%の増、乳幼児の医療費については当初予算より7%の増。ひとり親家庭等の医療費については10%の増と、こういうことになっております。それぞれ増額になっているわけで、これはどのような共通の要因があるのか。たまたまこのようになっているのか、その点、ちょっとお伺いしておきたいということが1点です。

それから、13ページに戻りますけれども、5目老人福祉費の8節報償費、20節扶助費、それぞれ老人ホーム入所判定委員報償費1万6,000円。老人ホーム入所措置費221万3,000円という形で増額補正をされております。お二人の方が措置をされたら、こういうことでありますけれども、どのような原因、理由によるものかお伺いしておきたい、このように思います。

まず、この2点についてお願いします。

下村委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいま白石副委員長からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目は、心身障害者医療費扶助につきましの補正について、ご説明申し上げます。この理由といたしますと、後に説明いたすものとも共通している部分があるんですけれども、心身障害者医療費扶助につきましては、入院の件数等の増加が見られる状況でございます。

まず、月平均で入院、入院外を含めて16件がふえております。それで金額によりまして、

入院で33万7,122円の増となっております。これは47.1%の増が見られます。そして、それに伴いまして、入院1件当たりの単価でも9,786円、28.7%の増という結果になっております。受給者数につきましては4人増という程度でございます。その心身障がい者の内訳を年齢別に見ましたときに、60歳から74歳の方で142人の方が対象の方がおられます。その割合が44.9%ということですので、やはりそういう高齢の方でふえてきているんじゃないかと思っております。

次に、2点目の乳幼児医療費扶助の350万円の補正についてでございます。これにつきましても受給者数は160人が減となっております。件数で言いますと、月平均で入院、入院外を含めて314件の増となっております。それで、その金額で行きますと、やはり入院の方で19万9,433円が月平均で増額となっております。20.2%の増でございます。それに合わせまして1件当たりの単価におきましても2,987円、8.5%の増となっております。そういったことで乳幼児医療費扶助につきましては、その中に占めます入院の割合というのが多いことがございますので、350万円の補正ということにさせていただいております。

次に、ひとり親家庭等医療費扶助の80万円の補正についてでございます。これにつきましては、受給者数は71人の減となっております。しかし、月平均件数で入院、入院外を含めまして、82件の増となっております。金額で月平均で申しますと、これも入院で7万3,443円の増、43.6%の増となっております。単価につきましては、7,700円の減ということなんですけれども、入院、入院外を合わせまして114円の単価の増加、4.8%の増となっております。やはり、心身障害者医療費扶助、乳幼児医療費扶助、このひとり親医療費扶助におきましても共通の理由といたしましては、入院に係る医療費に係る助成が単価もあわせてふえてきているということで、今回の補正をさせていただいたという理由でございます。

以上でございます。

下村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 老人ホーム入所判定委員報償費、それから、老人ホーム入所措置費の件でございます。

これの原因でございますが、当初、この対象者の方、ご主人の方なんですけれども、この方から心理的虐待をお孫さんから受けているというような相談を受けました。それで、訪問等もこちらの方から提案をさせていただいたんですけれども、訪問は必要ないというか、訪問してもらっては困るというようなことで、何かあればまた相談に来るということでございました。数日後、警察の方から電話をいただきまして、今、ご夫婦ともども保護しているというような通報がありまして、それで、急遽、保護していただく施設を探したわけでございます。そういった理由によりまして、ご夫婦お二人、老人ホームに入所措置したというような次第でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 それぞれ、課長からご答弁をいただきました。

心身障がい者の医療費並びに乳幼児の医療費、更にひとり親家庭等に対する医療費の扶助については、それぞれ受給者については余りふえていない。逆に減っているにもかかわらず、

医療費の伸びがあるということの原因は、これは1件当たりの単価はふえているけれども、その大部分、多くが入院が占めているということでもあります。このことからしたら、これは医療費そのものが増加傾向にあるということではなくて、一過性の医療費の増嵩であるというふうに認識できるのではないかというふうに思うわけで、その点はそうだというふうに考えます。

次に、老人福祉費の老人ホームの入所措置について、課長から答弁いただきましたが、ご夫婦が家庭内において虐待を受けて、結果として、警察で保護されて措置に至るということになったわけであります。昨今は、これはいじめとか、小中学校、高校におけるいじめ、あるいは家庭内あるいは地域における高齢者に対する虐待、女性に対するDV等々、いろいろ社会的問題になっているわけでありますけれども、これら、とりわけ、今後では高齢者の虐待ということで、こういう措置をしなければならぬ状況になったという点では、これは適切な措置をされたというふうに思うんですが、今後、どのような取り組みによって、なかなか見えにくい家庭の中での、そういう高齢者に対する虐待等について対応されていくのか、今回の対応が、その相談があったということであるけれども、適切であったのかどうか。この点、お伺いをしておきたいというふうに思います。

下村委員長 吉川部長。

吉川保健福祉部長 今回の事案につきましても、いろいろ本人さんも相談に来られて、いろいろな形でその家庭内につきましては、福祉部の係におきまして連携とりまして、情報をしとったわけでなんでございますけれども、そういう中で虐待を受けた方、された家族の方、また、その家族のお子様方、本人さんのお孫さんを含めて、そういうような形で常時見守っております。その中で、緊急的に警察に避難されたということで、直ちにそういう受け入れ先の市町村の施設なり等々を緊急手配して対応したと。常にそういうような形で、各課とも社会福祉、また、健康増進、また、いろんな、孫さんがおられれば、子どもさんの状態とかいうものは十分把握して、それぞれ情報交換しながらも連携とりながら、事前に予防するものは予防して、察知するものは察知してということで、その辺の児童虐待におきましても高齢者とのつながり、その家族の中のいろいろなつながりがございます。その中でも、常に受け入れ先の方たちとも連携とって、対応しているという現状でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 部長からご答弁をいただきました。

これは社会的な深刻な問題で、なかなか、これらの取り組みというのは、行政だけでは解決し得ない、やっぱり地域の方々、あるいは各種団体の方々、あるいは民生児童委員さん等も連携した形で、その子どもたちや高齢者に対する虐待は、やはり事前に察知をし、こういう事態、これは仕方がないことでもありますけれども、抑制をしていくということがやっぱり必要だというふうに思います。やはり、年に1件か、あるいは2年に1件か2件、1件ですか、このやはり措置されるという事態が出ているわけで、これは氷山の一角だというふうに思います。ぜひ、この点での補正予算で増額ということではなくて、その内実をやはり突き詰めていただいて、行政として連携をして取り組んでいただきたい、このように思います。

次、行ってよろしいでしょうか。

下村委員長 一旦、ちょっと。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 はい、ないようですので。白石副委員長。

白石副委員長 引き続き、児童措置費、14ページの2目です。20節の扶助費、保育所運営費3,971万円が増額補正をされております。当初予算からすれば、10%を超える大きな伸びであります。これは措置児童がふえたということであります。保育所運営費でありますから私立でありますけれども、それぞれ、どのような施設ごとに、保育所ごとにふえているのか。あるいは、公立ではどういう状況にあるのか、お伺いをしておきたい、このように思います。

下村委員長 課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡です。よろしくお願いします。

まず、児童措置費、保育所運営費、歳出の方に関しましては、公立3園を除く葛城市の園児が入所している保育園に対して、運営費として支弁するという形になっております。当初、前年度のときの実績に基づいて、見込みとして446人という形で見えておりましたが、11月現在、523人の入所がありますので、それに対して、見込みよりも70人の増加になっております。それで、3,971万円の不足が生じるために増額補正するものでございます。

それで、あと、保育所全体につきましては、今、公立の保育園に関しましては、当初、保育所全体で、市内保育園で見ましたら、当初予定見込んでおりましたのが686人という形で予算の方、保育料、関係もございしますが、しておりましたが、今、11月現在で97人の増加で、783人の市内の保育園入所児童合計になります。よろしくお願いします。

白石副委員長 それぞれの私立の保育所のそれぞれの増加数、わかりますか。

岡 子育て福祉課長 私立、市外の私立も合計で、11月1日現在で506人。4月から比べますと、73人の増加になっております。あと、公立の方、市外の公立も合計で277人が現在で、4月に比べますと24人の増加になっております。それで合計97人、4月から比べますと97人。

白石副委員長 いやいや、その個々の、はじかみとか。

岡 子育て福祉課長 そうしたら、浄正院から見ますと、11月1日現在で151人。華表165人。はじかみ122人。市外が68人。市外の私立が68人です。合計506人。

私立の方だけでよろしいですか。

白石副委員長 はい。

岡 子育て福祉課長 以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 課長の方から、詳細にご答弁をいただきました。当初と比較して、私立において73人ですか、ふえているわけであります。公立を含めて93人と。これは市外を含めてでありますけれども、これは葛城市にとっては、非常に好ましいことだというふうに思うわけであります。私立においてそれぞれ今人数をお聞きしましたが、これらは定員に対しては何ら問題ないですね。ありませんね。この10月から磐城第2保育所も新しくオープンをして、200人という定員で、広く子どもたちを受け入れる体制ができてまいりました。そういう意味では、

このそういう葛城市の流れの中で、全体として磐城第2保育所のその地域だけではなくて、やっぱりふえているということについては、市外も含めてふえているということについては、これは働く保護者たちを支援している、そういうことに対して、一定のやはり有効な対応ができていくということだというふうに思います。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

白石副委員長 1件だけ。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 せっかくお越しをいただいていますので、お伺いをしておきたいと、このように思います。

15ページの保健衛生費、母子保健事業費であります。13節委託料、妊婦健康診査委託料521万2,000円、増額をされております。当初予算が2,200万円であったわけでありますから、20%を超える増額補正をされている。この制度そのものは、なかなか周知徹底、あるいは14回のこの健康診査を受けられるという点では、個々の対象者の対応もまちまちであったわけでありますけれども、ここに来て、制度の趣旨やその妊婦さんに対する制度的意義が徹底されて、この利用が拡大をされているというふうに思うわけでありますが、この増額をされた中身について、お聞かせをいただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま、白石副委員長からのご質問について、お答えいたします。妊婦健診委託料の増額でございますが、妊婦さんが妊娠届を出しに来られたときに、母子健康手帳と同時に、基本券14枚、補助券24枚、計38枚の1枚当たり2,500円の9万5,000円の補助券をお渡しさせていただいて、妊婦健診時、医療機関での妊婦健診の費用を医療機関からの請求で、委託料として支払っているものでございます。

当初予算、今年度の額といたしまして2,200万円、当初予算320人、予定しておりました。320人というのは、以前の実績から勘案いたしまして出させていただいたものでございます。ただ、今回増額した内容につきましては、平成23年度からの後半から平成24年度にかけて、対象者が約355人と多くなっているのが、1つの原因ではございます。前年度の半期、9月、今年度の半期9月の申請対象者件数でございますが、前年度、平成23年度9月におきましては1,677件、今年度9月末におきましては2,209件という形で、532件も件数が多くなっております。人、それぞれ妊娠10カ月におきまして、それぞれの健診回数が違います。遅く生まれるでしたら、14回の健診が全員14回健診受けられます。早く生まれれば12回、11回という形で少なくなっている方もございます。その原因もあるんですけども、今回、今年度に係る増額の部分につきましては、やっぱり妊婦さん同士のお話においてきちっと健診を受けなさいとかいう中で、きちっと14回なり、また補助券の使い方について、こういうような形で使った方が家計に負担もかけないですよというような形で、使っておるかと思っております。

それで、計算方法といたしましては、いろいろ補助券の使用方法とか、出産時期の期間の健診の回数に関係もありますが、今年度半期に執行しています額に対しまして、その分、1

年間に幾ら出るかという換算をいたしまして、521万1,140円の不足額が生じてきますので、その分、ふやさせていただきました。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第63号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第63号の関係部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時00分

下村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、議第64号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

生野市民生活部長 ただいまの付託議案、議第64号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,962万9,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書をお願いいたしたいと思っております。

まず最初に、歳出をご説明いたします。5ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金、これにつきましては、一般被保険者療養給付費1億500万円の追加でございます。

続きまして、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金、これにつきましては、一般被保険者高額療養費4,000万円の追加でございます。

次に、歳入をご説明いたします。4ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分、これにつき

ましては、現年度分負担金4,640万円の追加でございます。

続きまして、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節財政調整交付金、これにつきましては、普通調整交付金1,305万円の追加でございます。

続きまして、6款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金、1節県財政調整交付金、これにつきましては、県普通調整交付金1,160万円の追加でございます。

続きまして、10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金、これにつきましては、前年度繰越金7,395万円の追加でございます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

下村委員長 ただいま、説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 上程されています平成24年度の国民健康保険特別会計補正予算について、若干の質疑をしておきたい、このように思います。

毎年、この12月には医療費の増額補正が行われるというのが通例で、私たちもどの程度の給付費の増嵩になるのか、いつも注目をしているわけでありますけれども。このたびは、一般被保険者療養給付費が1億500万円もの増額補正ということで、これまで記憶にあるのは、一般の被保険者については、3月の補正のときに、大体多くて5,000万円ぐらいの増額補正がされてきた。ところが、今回は12月の段階で、これはそれなりに年度内を見越しての補正をされているわけでありますから、含めて1億500万円ということでありますし、その高額療養費についても4,000万円という多額の補正がされているわけであります。

この点、どのような要因によるものか、お伺いしておきたい、このように思います。

下村委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

ただいま、白石副委員長のご質問にお答えしたいと思ひます。

まず、一般被保険者療養給付費と高額療養費の補正ということでございます。理由の前に月額として、まず、一般被保険者療養給付費につきましては、予算で月額1億6,750万円を計上しておりました。それが7カ月分の実績を見ますと、1億7,706万6,000円、月額で956万6,000円ふえている状況でございます。

一方、一般被保険者高額療養費4,000万円の補正につきましては、月額で予算で1,908万3,000円を組んでおりました。それが8カ月分の実績で、2,170万1,000円となり、月額で261万8,000円高くなっている状況です。このような増額になっている状況によって、補正をさせていただいた次第です。

その補正をいたしました何が原因になっているかということについて、説明いたしたいと思ひます。

今までの過去の実績等を見ますと、やはり入院医療費が高いときには、療養給付費、それに伴う高額療養費も高いものになっております。この入院医療費について、平成22年度ぐらいから比較しましたところ、平成22年度1年間では、退職も含めたものなんですけど、1年

間で111件であったのに対し、平成23年度、決算のときの7カ月分の実績で130件ありました。それが平成24年度の7カ月分の実績では、既に180件ある状況になっております。

こういったことから単価等を比較しましたところ、まず言えますのが、以下、入院に係る件数が7カ月分で比較しますと、平成24年度で1,188件ございます。前年度から6.2%増加しているということになっております。それに伴いまして、以下、入院に係る1件当たりの日数は高い水準でほぼ横ばい状態でおるんですが、以下、入院1日当たりの費用額が平成22年度決算で3万4,033円でありましたものが、平成24年度では3万7,277円になっております。それに伴い、以下、入院に係る1件当たりの被保険者負担額の単価を比較しますと、平成22年度では37万2,260円。また、平成23年度も上がりまして39万233円になり、平成24年度の実績では41万2,315円、前年度から5.7%高くなってきている状況でございます。

それと、もう1点は、その年齢の中身を見ますと、一般被保険者総数は1万人前後とほとんど変わっていないんですけども、年齢別で見ますと、70歳未満の被保険者の方が平成22年度では8,673人おられました。それが、平成24年度では8,416人と257人減少している一方で、70歳以上75歳未満の被保険者の方が平成22年度は1,348人、平成24年度では1,597人と、249人ふえております。全体の割合からしますと、16%程度なんですけれども、70歳未満の被保険者が減って、一方、70歳以上の被保険者の方が年々ふえているという状況になっております。

そういった中で、やはり医療費についての伸びを見ますと、70歳未満の被保険者の方につきましては、0.5から2.3%の増にとどまっている状況ですが、70歳から75歳未満の被保険者の方の伸び率を見ますと、11.1%から14.2%伸びている状況です。

以上のことが要因としまして、入院に係る医療費が高くなっているということが一番なんですけど、やはり、それ以外の調剤なり、いろいろな通常の入院外の医療費につきましても減るのではなしに伸びている、微増という状況の中で入院に係るものが高くなってきているようなことで増嵩しておる状況で、こういう補正をさせていただくということになりました。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 課長の方から詳細なご答弁をいただきました。

平成22年、平成23年と比較していただきながら、ご説明をいただいたわけでありますけれども、これまでの傾向からすれば、急激な医療費の伸びということで、この入院の増加というのは、これは恒常的にどんどん増加していくことではないというふうには思いますけれども、年齢構成については、これは当然、70歳以上75歳未満の方々がふえていくことは、これは時代の流れであって、これはやむを得ないことであります。

そういう点からしたら、この医療費の増嵩というのは、これは当然のこととして、我々は受け入れていかざるを得ないわけでありますけれども、この入院の増加ということで、医療費が一番増加をする原因になっているというふうには思います。

結果として、過去最高と言えるような補正をしなければならぬという状況になっているわけで、この点は、皆さん、病院に行けば、これは仕方がないことでありますので、給付を

せざるを得ないわけなんですけれども。

あと、いつもならば退職者、退職被保険者のこの療養給付費とか高額療養費というのは大体、例年ですと、この12月に補正されて、3月に一般の被保険者が補正されるというのが定番だったのですが、今回は逆転しているわけですが、その退職被保険者等の療養給付費や高額療養費についての現状と、今後の給付の見通しをどのように考えておられるか、お伺いしておきたいというふうに思います。

下村委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

ただいま、白石副委員長からの退職被保険者の療養給付費等の現状について、お答えしたいと思います。

昨年、特に、12月のときには退職に係る医療費が大幅に伸びまして、補正させていただいたところでございます。それによりまして、今後も平成24年度におきましても、かなりの伸びが見込めるということで、当初予算ではまず退職被保険者等療養給付費につきましては、月額2,258万3,000円、それで年額2億7,100万円を計上させていただきました。それで、平成24年度の7カ月分の実績を見ますと、月額で1,646万9,000円と611万4,000円減っている状況でございます。

しかし、今後の5カ月につきましては、7カ月実績の平均の月額、先ほど言いました1,646万9,000円と、これから高いことも出てくると思いますので、上位2カ月の高い月の平均を見まして、1,741万5,000円を月額として、5カ月分を計算しております。それで行きましたら、2億1,235万8,000円となる、現在のところ見込みになっております。それで行きますと、5,800万円の残になるということですが、これからどうなるか予断を許さないという状況で、その状態にさせていただいております。

一方、高額療養費につきましては、先ほどの理由と同じく月額358万3,000円と昨年の実績を見て、高く年額で4,300万円を計上しました。それで、8カ月分の実績を見ますと、月額平均で255万5,000円、102万8,000円減額となっている状況です。今後の4カ月の部分につきましては、8カ月分の実績の月額と上位2月の平均月額を計算しまして、それによって297万8,000円を月額と見て、4カ月分を計算して見込んでおりますのが、3,735万3,000円となると見込んでおります。それでいきますと、564万7,000円が残ってくるということになるわけなんですけれども、またこれもわかりませんので、このままさせていただいております。

1つは、理由、考えられますのは、昨年までの退職者の被保険者数と今年度の被保険者数というのが、どういうのですか、団塊の世代の一旦終わるか、終わらないかというようなことがございまして、退職被保険者数が昨年よりも減っているという状況がございまして、これから少しずつ、また減っていくというようなことも考えられると思うんですけれども、そういったことが退職被保険者の医療費について、昨年と比べて補正しなくても行かせてもらっているということやと思っておりますが、ただ、予算では、そのようにどのようになるかわからないということで、組みさせていただいているんですけど、昨年の12月の決算と昨年の平成23年度の決算と比較しますと、大体、ほぼそれぐらいの医療費の状況になっております。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 課長からご答弁をいただきました。退職者療養給付費、あるいは高額療養費については、ご説明のとおり5,000万円なり、564万円ですか、残っているということで、どうなるかわからないけれども、今回の補正、まだ必要なかったということだと思います。

振り返ってみれば、この退職者の医療費については、平成21年度の決算で比較すると、平成24年度の予算は大体、療養給付費で1.8倍なんです。高額療養費については、何と2.3倍の予算額になっているわけで、これは当然、残ってくるだろうということだというふうに思います。

しかし、この間、一般被保険者の療養給付費並びに高額療養費の医療費の伸びについては、ほとんど見込んでこなかったわけでありましてけれども、ここに来て一挙に伸びてきたということになっているのではないかとこのように思います。本当に特定健診、あるいは本会計における保健事業、あるいは、一般会計における健康づくり推進事業等々、合わせて6,000万円を超える事業をやっているわけでありましてけれども、入院が本当に費用がふえて、びっくりするような医療費の増嵩になっているということからすれば、改めて、この予防保健の中身をやはり見直して、適切なものにしていかなきゃならないのと違うかなというふうには思います。課長の説明を大まかに受けとめて、私の質疑を終わっておきたいと思います。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

川西委員。

川西委員 今、中嶋課長からいろいろとご説明いただきましたですけども、私も非常に、この入院、一般被保険者の療養給付費であるとか、また、高齢者の医療費等のアップということが非常に気になっておりますが、入院の単価がもちろん上がっているということ、また、70歳以上の方が増加しているということ、これは理解はしておるわけなんですけれども、何年も前からお話ししておりますけれども、ジェネリックということに対して、どんなふうな、市としての取り組み、また、利用者はどれだけふえているのか、この辺のことを、もしわかりましたら、お尋ねしたいと思います。

下村委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

川西委員のご質問にお答えしたいと思います。

ジェネリック医薬品に関することについて、お答えいたします。今、ご指摘のありましたジェネリック医薬品につきましては、平成24年の10月から取り組みを始めたところでございます。ジェネリック医薬品とはこれまで効き目、安全性が実証されてきた先発医薬品の特許が切れた後に製造販売される、先発医薬品と同じ有効成分を持つ医薬品のことということで、先発医薬品より一般的に安価であるということになっておりますが、全く同じではなく、薬の形や色、味などでは異なる場合があるということで、それについて医療費の削減ということもございますので、10月から取り組みを始めたところです。これは、1カ月のジェネリック

ク医薬品に変更できるというような方につきまして、1カ月の調剤の負担額が500円以上安くなる方について、1年に2回程度、そうするという事で考えております。

それで、10月でまず1回目に、先ほど言いました10月に始めたところですが、これによって170件の方に差額通知をお送りした状況でございます。それによってすぐに効果がどれぐらいかとかいうことは、これからどのようにそれを見ていったらいいのかは、検討していかんらんこととは思っておりますが、その1カ月の状況で利用率ということと、金額のことでちょっと調べましたところ、その割合が、先発医薬品が72.4%で後発品が27.6%であったものが、その1回目の差額通知を行いましたことによって、割合が、先発の方が72.4%から70.9%、後発の方が27.6%から29.1%にデータとして変わってきたということを調べましたので、それが金額としてどのようにあらわれてくるのかというのは、これからどのように見ていったらいいのかということも勉強していかんらんと思っておりますが、現状はそのような状況でございます。

以上です。

下村委員長 川西委員。

川西委員 10月から始められたということで、まだ実際、きちっとした数字は出てないと思うんですけども、やはりこういったことから、しっかりと市民の方にも徹底していただいて、ぜひこの薬価を下げるという方向も考えていただきたいと思っておりますので、結構です。それでよろしくをお願いします。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第64号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第65号、平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部の吉川でございます。よろしくお申し上げます。

ただいま、議題となりました議第65号の平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

手元の補正予算書の1ページをお開き願います。

平成24年度葛城市の介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましての歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,306万8,000円とするものでございます。

それでは、本委員会に付託となりました補正予算書につきまして、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。5ページをお願い申し上げます。

歳出でございます。1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費につきましては、臨時雇用賃金で110万3,000円の追加でございます。

次に、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント支援事業費におきましては、人件費の増によるものでございまして、4の任意事業費におきましては、食の自立支援・栄養改善事業委託料で56万2,000円の減額でございます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。戻っていただきまして、4ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金で事務費繰入金の110万3,000円の追加でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川西委員。

川西委員 歳出の部分にあります今回の臨時雇用賃金、調査員の。これが110万3,000円上がっておりますけれども、これは増加というのはどういうことでしょうか。

下村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの川西委員のご質問でございますが、臨時雇用賃金でございます。これにつきましては、認定調査及び介護認定申請の受付業務の補助をお願いする臨時雇用賃金1名半年分の計上でございます。

下村委員長 川西委員。

川西委員 関連質問になるんですけれども、介護認定というのは、その方によって年に何回なさっているんですか。介護者がいてはって、その方に対して何回認定されるんですか。

下村委員長 課長。

門口長寿福祉課長 その方によりまして違うんですけれども、期間が6カ月間有効の方、1年間、それから2年間ということがございますので、その認定者によりまして、年間1回あるとか、2回出てくる場合もございます。

下村委員長 川西委員。

川西委員 その方の状況によって、それは変わるというふうに解釈したらよろしいですね。その場合、

例えば、何を申し上げたいかと申しますと、極端に変わる方がいらっしゃるので、そういった場合は再度申請することによって、早めていただけるということは可能なんですか。

下村委員長 課長。

門口長寿福祉課長 容態が急に変わったとかいう場合は、直ちに申請の方、上げていただいて、またそれで認定審査させていただくということになっております。

下村委員長 よろしいですか。

川西委員 はい。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 平成24年度の介護保険特別会計補正予算について、若干の質疑を行っておきたいと思っております。

事項別明細書の5ページ、歳出の、先ほど川西委員から質疑がありました2目認定調査等費であります。臨時雇用賃金110万3,000円が増額補正されております。欠員によるこの補充ということでもありますけれども、先ほどの答弁で認定調査、あるいは申請受付等の業務の補助ということでもありますけれども、具体的にこれらの方々は、調査員として派遣されているのか。この点、そういう業務も担っているのかということをお伺いしたいということが1点。

それから、2項包括的支援事業・任意事業費であります。4目任意事業費について、お伺いします。

食の自立支援・栄養改善事業委託料56万2,000円減額補正をされております。これはご承知のように、ひとり暮らしのお年寄り等を対象に、お昼のお弁当を一部負担をいただいて提供し、その方の健康を保持していくと、そういう役割なり、あるいは安否確認も含めて、実施をされている介護保険事業の任意事業でありますけれども、この間いろいろありましたけれども、現状、ひとり暮らしのお年寄り等がふえている状況の中で、配食数が減ってきているわけでもありますけれども、この点については、こういう配食サービスがあるということについて、どのような機会に、どのような内容で、対象となる方々に対して周知を図っているか、お伺いをしたいということと、大体、年2万食以上のうち、1,800食ぐらいの減でありますから、大した減ではないんですけれども、どのような原因によるものかも聞いておきたい、このように思います。

下村委員長 課長。

門口長寿福祉課長 まず、最初のご質問でございますが、この臨時雇用者につきましては、認定調査も行える資格のある者ということで、主に介護保険の申請の受付業務を担当していただくと同時に、認定調査の方もお手伝いしていただくことにしております。

それから、食の自立支援でございますが、これにつきましては民生委員なり、それから各事業所のケアマネさんであるとかに周知をいたしまして、こういう食の自立が行えない方につきましては、こういった事業があるというようなことで、周知徹底を図っているところでございます。

当初利用見込みといたしまして、1カ月当たり150人の利用者が平均15食程度ということで、見込んでおりましたが、現在の利用状況につきましては、前年度とほぼ同数の1カ月約100名の方が、平均15食程度というような利用状況でございます。

ですので、今回の補正につきましては、月当たり約150食当たりを減額させていただいたということでございます。

下村委員長 よろしいですか。

白石副委員長。

白石副委員長 臨時雇用賃金なんですけど、大体、この認定調査事務については、ほとんどが臨時雇用賃金という形で、実際には実施されているということが現状ですね。もちろん、課長が答弁されたように、認定調査の資格のある者が行っているということでもありますけれども、やはり、この認定調査というのは、これは本当に被保険者からしたら、1つのふるいにかけて、そういうハードルみたいなもので、調査員が本当に厚労省の調査項目に基づいて、日常生活動作のチェックをして、そして、とりわけ認知症の方々については、家族の方々からの聞き取りもして、特記事項としてやはり反映をする。こういうことを聞いているわけでありまして、非常に審査会とあわせて、この調査員の役割というのが介護保険事業にとって重要な職務になるわけです。

それが、やはり、資格ある者といえども、やはり臨時の職員ではなくて、やっぱりちゃんとした継続性、整合性をやはり認定の整合性を持たせる。あるいは、より地域住民の状況を把握するということからして、やはり職員を充てていくという方向へ、やはり広げていくということが、私は必要だというふうに思うんです。だから、これらは一時的な対応として、今後、そういう認定調査にかかわる方々の常勤一般職員で対応するというのを、やはり求めておきたい、このように思います。

それから、食の自立の支援、栄養改善事業のことでありますけれども、これらについては、別に原因とか、そういうことは把握できるとか、そういうものではなくて、単なる予算というのは、まさに見積もり、見込みだから、それに対してこういう差が出てきているということだというふうに理解をしておきますけれども、やっぱりこういう任意の制度があるわけですから、より自立を支援するということで、高齢、ひとり暮らしの被保険者に、被保険者じゃなくても普及していただきたいということを述べて、私の質疑を終わっておきたいと思えます。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第65号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第65号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第66号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松浦部長。

松浦上下水道部長 上下水道部の松浦でございます。どうかよろしくお願いたします。

ただいま上程いただきました議第66号平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億983万7,000円とするものです。本補正予算につきましては、本年4月の職員の人事異動に伴います人件費の追加補正でございます。

それでは、歳出予算から説明をさせていただきますので、事項別明細書の5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料で16万円、4節共済費で5万9,000円、19節負担金補助及び交付金で3万8,000円をそれぞれ追加し、一般管理費では合わせて25万7,000円を追加補正するものです。

次に、2款、1項公共下水道事業費、1目下水道建設費の2節給料で18万1,000円、3節職員手当等で45万5,000円、4節共済費で7万8,000円、19節負担金補助及び交付金で2万9,000円をそれぞれ追加し、下水道建設費では合わせて74万3,000円を追加補正するものです。

続きまして、4ページをお開きください。

歳入予算について、説明をさせていただきます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、歳出に充当するための財源の繰り入れで100万円を追加補正するものです。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第66号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第68号、平成24年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松浦部長。

松浦上下水道部長 上下水道部の松浦でございます。どうかよろしくお願いたします。

ただいま上程いただきました議第68号、平成24年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本補正予算の主な補正内容といたしましては、本年4月の職員の人事異動に伴います人件費等の減額補正でございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出では、支出の第1項営業費用で666万7,000円を減額いたしまして、水道事業費用の総額を6億9,773万3,000円にするものです。

ページをめくっていただき、2ページをお願いいたします。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与9,758万9,000円を9,114万2,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、歳入歳出の見積もり基礎に基づきまして、ご説明申し上げますので、7ページをお開きください。

今回、収益的収入の補正はございませんでした。

次に、収益的支出の第1款水道事業費用、1項営業費用の1目原水及び浄水費では、手当で40万5,000円の人事異動に伴いましての減額を、また、賃金では水道管理業務等において、緊急時に対応するため、臨時雇用職員を雇用したく8万円を追加するものです。また、2目配水及び給水費では、人事異動に伴います給料で180万円、手当で196万円、法定福利費で90万円をそれぞれ減額し、合わせて配水及び給水費では466万円を減額補正するものです。

次に、3目受託工事費では、人事異動に伴います手当12万円の減額補正でございます。

次に、4目総係費では、人事異動に伴いまして、手当で96万2,000円。法定福利費で30万円の減額を、また、賃金では臨時雇用職員の勤務時間数減に伴いまして、30万円減額し、合わせて総係費では156万2,000円の減額補正をするものです。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 平成24年度の水道事業会計補正予算について、若干の質疑を行っておきたいと思えます。

7ページの収益的支出の営業費用の3節賃金8万円の増額補正であります。金額としては小さいわけでありませけれども、緊急時対応に伴う増ということでありませけれども、具体的にどのような業務をなされるのか。ご説明をいただきたいというふうに思えます。

下村委員長 課長。

川松水道課長 これは臨時雇用職員1名の8万円の増額でございますけれども、これは緊急時対応といたしましては、この新庄浄水場に勤務いたしておりまして、新庄浄水場内の記録及びそれとともに、新庄水系の水の取水の確認等を業務といたしておりまして、これにつきましては、あと2人の嘱託職員がおりますけれども、その職員がもしも病気等によりまして、もし休まれた場合につきましては、この者が補充するというので、臨時ということていたしております。

また、緊急時に、夜中につきましては、また停電等がございましたら、1人の職員ということで、人、また、シルバーもついておりますけれども、もう1人、経験者でありますので、その方の臨時雇用の職員も1人出て、また対応していただくということで、8万円を賃金として組ませていただきました。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 賃金というよりは、そういう事態になったときに手当みたいな形で支出をするということなんですか、この8万円というのは。そら、1回幾らというふうになっているのか、その辺、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

下村委員長 川松課長。

川松水道課長 もし病気の休暇で休まれた場合に、嘱託職員が休まれた場合を主にこの賃金を組ませていただきまして、賃金といたしましては1時間830円で20時間プラス1日4,900円の宿直ということで、合計2万1,500円の約3日間ということで組ませていただきました。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 水道というのは、これは本当に、市民に対して1日として欠かさずに供給をしていくという、そういう第一の目的ありますし、何よりも安全な水を提供していくということでは、これは万全の体制をつくっていただくということは、当然なんだけれども、これまではどのように対応していたのか。それは人間のことでありますから、病気をすることもあれば、いろいろ冠婚葬祭もあるでしょう。そういうことからしたら、これまでは、じゃ、どう対応されてきたのかという点、お伺いしておきたいと思えます。

下村委員長 川松課長。

川松水道課長 これまでにつきましては、この嘱託職員ということで、今、交代によりまして勤務いたしておりましたけれども、今年度につきましては、この嘱託職員が日々雇用の臨時職員となりましたので、このような処置をさせていただきました。また、もし、それで都合

がつかなければ、原水浄水などの施設の関係の職員が出向いて、それを交代交代でまた行うということになっております。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 課長から改めてご説明をいただきました。これは日々雇用になったのは、今年からですか。年度当初からですか。

下村委員長 川松課長。

川松水道課長 2年前からでございます。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 わかりました。ちゃんとした手だてをやるということは、大事なことでありますので、それはそれとして、8万円ということでもありますけれども、万全を期して原水の調査なりの事務を行われるよう、求めておきたい、このように思います。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第68号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第68号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について、現在の状況について理事者側より説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの所管事項の件でございます。當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理についてでございます。これにつきましては、9月議会の当委員会におきましてもいろいろと議論いただいたわけでございます。それにつきましては、9月議会におきまして平成24年度末、平成25年3月末に新クリーンセンター建設に伴う収集業務体制を確立したものを各委員さん方にお示しをするという答弁をさせていただいたわけございまして、9月議会が終わりま

して、現在までの収集体制につきましての進捗状況を簡単にご説明させていただきたいと思
います。

これにつきましては、一番大きく問題になっておりますのは、新庄クリーンセンターにお
きますし尿収集が直営で行っているわけですが、新クリーンセンター建設に伴いま
して、バキューム車等の件もございまして、し尿収集につきましては新クリーンセンター建
設後には、委託業務とするという中で、内部協議を行ったわけですが、その中で今
現在、新庄クリーンセンターにおきましては、し尿収集の現業職員が6名おるわけですが、
その6名に対しまして正式に11月16日に面談を行いまして、いろいろと事業の説明
をいたしまして、新クリーンセンター建設後には、ごみ収集業務をしていただきたいという
旨の説明を、いろいろと、過去、昨年よりもこの委員会で議論でしていただいております
わけですが、とにかく正式にし尿の職員に伝えたのが、私が初めてのようございま
して、それにつきまして説明をいたしまして、いろいろ意見も出たわけですが、市の
方針としては新クリーンセンター建設に伴って、業務としては、し尿の収集からごみ収集業
務に移っていただくというような説明をいたしております。

それをもちまして、当然、今現在、新庄クリーンセンターにおきましては、一般ごみの収
集を直営と、そして、火曜日の不燃ごみ、水曜日に行っておりますペットボトル、缶、瓶等
の収集、そして大型ごみにつきましては委託を行っておるわけですが、当然、し尿収
集の職員がごみ収集に移っていただくということもありますので、それに伴いまして、今、
内部的に案をいたしまして、午前中には一般ごみの収集、午後からは大型ごみを集めてい
ただくのか、缶、瓶を集めさすのかという中で、今、案を練りまして、年明けに現場職員に説
明をいたす予定をいたしております。

當麻クリーンセンターにつきましては、ほとんどが委託業務ということに相なっておりま
すので、當麻クリーンセンターが今現在、正規の職員が6名おりますので、これにつきま
しては今度建設いたしますリサイクルセンターの業務に携わっていただくという方向で、今検
討をいたしております。それをもちまして、正式に今、アルバイト職員等も臨時雇用といた
しまして新庄クリーンに8名、當麻クリーンには4名おるわけですが、これにつき
ましては3年雇用の臨時職員でございますので、今後は、今現在、平成24年4月1日現在で、
新庄クリーン、當麻クリーン合わせまして、22名の職員がおるわけですが、そして、
新クリーンセンター建設予定をいたしております平成27年4月1日には、これが20名に退職
等で減員するわけですが、22名の職員が20名ということの中で、収集体制を確立い
たしまして、その以外の分につきましては、今現在も行っております委託業務というような
方向で検討をいたしておるわけですが、

今、申しましたように、9月議会以後の進捗といいますか、収集業務のことにつきましては、
以上でございます。なお、9月議会でも私、答弁させていただいておりますように、平成
25年3月末には確立した体制をお示しいたしたく思っておりますので、本日につきましては、
9月議会以降の収集体制に対する内部協議なり、現業職員との面談等の中の経過ということ
で、ご承知おき願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いましたが、何かご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。当麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理については、今後も随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、当麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理については、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

きょうは長時間にわたりまして、民生水道常任委員会ということで、この後、協議会を引き続き行いたいと思いますけれども、本当に忌憚のないご意見、本当にありがとうございました。

これをもって、民生水道常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時57分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

民生水道常任委員会委員長 下 村 正 樹